

病第2号議案

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 横浜市立みなと赤十字病院の項中「50床」を「40床」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立みなと赤十字病院の精神病床の病床数を減ずるため、横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第1（第4条第2項）

名 称	位 置	診 療 科 目	病 床 数
（省 略）			
横浜市立 みなと赤 十字病院	横浜市中区	内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、 ^{くう} 歯科口腔外科その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 584 床 2 精神病床 <u>40 床</u> 50 床
（省 略）			